

シリーズ「遺跡を学ぶ」

174

古代相模の 地方統治

下寺尾官衙遺跡群

大村浩司

新泉社



古代相模の 地方統治

―下寺尾官衙遺跡群―

大村浩司

【目次】

第1章	古代相模国と地方官衙の研究	4
-----	---------------	---

1	海と低地と台地のまち、茅ヶ崎	4
2	古代相模国と高座郡	7
3	郡衙遺跡の研究	10

第2章	高座郡衙	15
-----	------	----

1	「遺跡群」としてみる高座郡衙	15
2	下寺尾西方遺跡の調査	20
3	高座郡衙の構成と変遷	23

第3章	寺院・川津・祭祀場	36
-----	-----------	----

1	郡衙周辺寺院―七堂伽藍跡	36
---	--------------	----

2	郡衙を支えた川津	56
3	律令的祭祀と仏教的祭祀	59
4	官衙南部地域の関連遺跡	66

第4章	郡衙のある風景	73
-----	---------	----

1	地形と交通を重視した選地	73
2	高座郡衙の三つの風景	78

第5章	奇跡の遺跡保存	82
-----	---------	----

1	校舎建替えか遺跡保存か	82
2	「重なる史跡」のこれから	88

参考文献	92
------	----

編集委員

勅使河原彰（代表）

小野 昭

小野 正敏

石川日出志

小澤 毅

佐々木憲一

装 幀 新谷雅宣
本文図版 松澤利絵

第1章 古代相模国と地方官衙の研究

1 海と低地と台地のまち、茅ヶ崎

茅ヶ崎市は、神奈川県の中南部に位置し、神奈川県内でも、いわゆる「湘南」とよばれるエリアにふくまれる（図1）。

湘南というと海のイメージが強い。実際に地域の南部は相模湾に面し、西の相模川とともに、砂丘や自然堤防による低地がひろがっている。一方で、北部は相模野台地の南西部にあたり、丘陵と台地が形成されている。海に面する低地と台地のまち、それが茅ヶ崎である。

北部の台地の西端は、相模川の支流である小出川と駒寄川に削られて、いわゆる舌状台地となっている。標高は一五メートル前後とけつして高くはないが、晴れた日には北西に美しい山容の大山を前景に丹沢山地を、さらに西に目をむけると霊峰富士を望むことができる。

およそ一三〇〇年前、この舌状台地の上とその南側の砂丘には、相模国高座郡の郡衙とそ

の関連施設が営まれていた（図2）。それが下寺尾官衙遺跡群である。

下寺尾官衙遺跡群は、高座郡衙跡である下寺尾西方遺跡を中心に、七堂伽藍跡遺跡、大曲五反田遺跡、岡田南河内遺跡、香川北B遺跡の五遺跡で構成される（図6参照）。そのうち大曲五反田と岡田南河内の二遺跡は、隣接する寒川町に属する。

本書では、これらを「遺跡群」としてとらえることでみえてくる古代の郡衙の姿について考えてみたいと思う。それに先立ち、まずは古代の地方行政制度の概略をまとめておこう。



図1・茅ヶ崎市南部の風景（南東から）
相模湾に面した茅ヶ崎市南部地域は砂丘や自然堤防で形成されている低地で、西側を南流する相模川や遠くに富士山を望める。下寺尾官衙遺跡群は、画面右側（北側）のさらに奥に形成された台地の先端周辺に位置している。

相模国は、現在の神奈川県域から横浜市の一部と川崎市域を除いた範囲がおおむね該当する。ちなみに、横浜市と川崎市の大部分は隣国、武蔵国の所属である。相模国には、足上郡、足下郡、余綾郡、高座郡、大住郡、愛甲郡、鎌倉郡、御浦郡の八郡が設けられた(図4)。

現在までのところ、相模国内の郡衙は、高座郡衙の下寺尾西方遺跡のほか、鎌倉郡衙である今小路西遺跡(神奈川県鎌倉市)が知られている。なお神奈川県内では、武蔵国に属する都筑郡衙の長者原遺跡(横浜市)と橘樹郡衙の千年伊勢山台遺跡(川崎市)が確認されている。

また、『和名類聚抄』(平安時代に編纂された辞書)によると、高座郡は、美濃、伊参、有賀、深見、高座、滑提、寒川、塩田、二實、岡本、土甘、河會、大

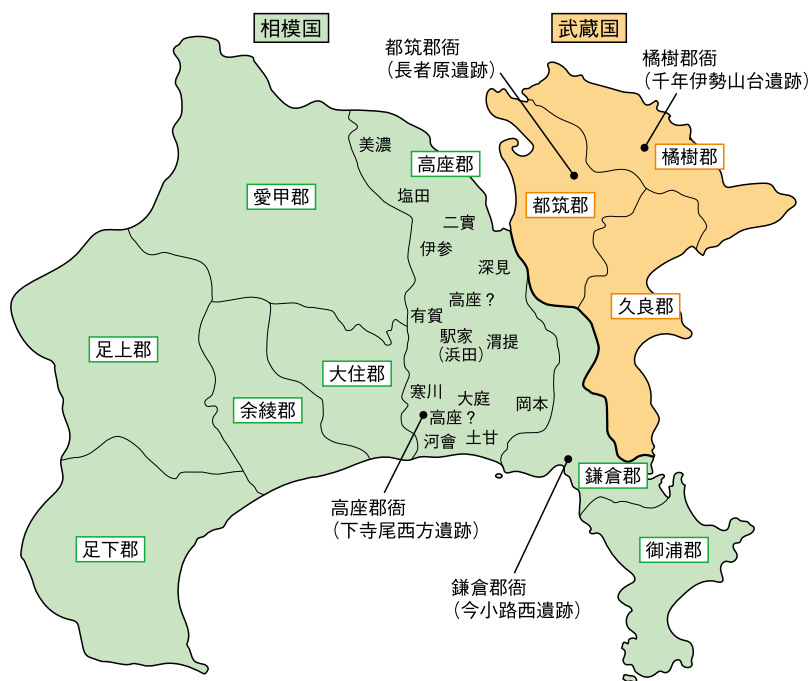


図4・神奈川県の郡郷名
相模国は8郡に分かれているが、このうち高座郡は相模川の東側にあたり南北に長い。

れているが、本書では原則として「郡衙」を使用する。

国―郡は、現代でいえば都道府県―市町村にあたるが、大きく異なるのは、現代が地方自治制であるのに対して、古代は中央集権制であったことである。

すなわち、国の役人である国司には都の貴族や中・下級の官人が任命され、各国に赴任したのである。

一方で、郡の役人には在地の有力豪族が任命されることが多かった。そうすることで、中央政府は地方勢力をとりこみながら、地方統治を進めていったのである。

古代相模国

ここで、相模国を例に古代の地方統治の構造をみてみよう。

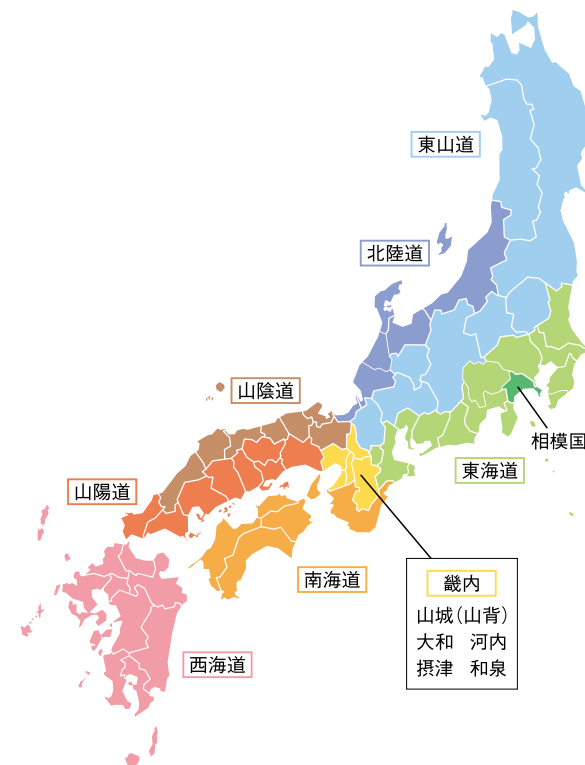


図3・古代日本の区分
約65の国があり、五畿七道に区分されていた。相模国は東海道に属しており、都からの距離で遠国であったが、後に中国に変更された。

庭の二三郷と一駅家からなるという。

相模国の国府の所在地については、これまで海老名市、小田原市、平塚市など複数の推定地があげられていたが、現在では発掘調査の積みかさねによって、大住郡にあたる平塚市四之宮におかれたことが有力となってきた。大住郡は、相模川をはさんだ高座郡の西隣にあり、国府比定地は高座郡衙から直線距離で四キロほどである（図2参照）。

一方、七四一年（天平一三）の聖武天皇の詔によって建立された相模国分寺・国分尼寺は、高座郡衙の北方約五・五キロの高座郡内に建立された（神奈川県海老名市）。国府近くに建立されることが多いなか、相模国分寺・国分尼寺は例外的といえる。その理由は、相模国の有力豪族であった壬生氏が、大住郡と高座郡を拠点としていたからだと考えられる。

3 郡衙遺跡の研究

郡衙とはなにか

一一世紀初頭に作成された『上野国交替実録帳』によると、郡衙には、郡庁、正倉、館、厨家（厨）といった施設が設けられていたとされる。

佐藤信氏は、郡衙のおもな機能として、①公的機能、②財政機能、③宗教・祭祀機能、④文書行政機能、⑤給食機能、⑥生産機能、⑦交通機能の七件をあげている。すべてに該当する①を除いて、各機能を『上野国交替実録帳』にみる郡衙内の施設にあてはめると、郡庁は政務

や儀礼（③④）、正倉は租税である稲の収納（②）、館は宿泊施設（⑦）、厨は役人の食事や饗応の用意（⑤）というように、各施設で郡衙の機能を担っていたと考えられる。

地方官衙研究のあゆみ

郡衙の研究は、古代史や考古学、歴史地理学などによる官衙研究のなかで進められてきた。考古学で重要な研究は、一九四一年に高井梯三郎氏が茨城県筑西市の古郡遺跡でおこなった常陸国新治郡衙の発掘調査である。この調査では、正倉群とともに多量の炭化した稲粃がみつかり、郡衙で租税として納められた稲を管理していたことが明らかになるなど、遺跡からのアプローチの有効性を示した。

一九五二年に設立された奈良国立文化財研究所（当時）によって、平城宮をはじめとする中央官衙の継続した調査が実施されるようになり、その実態解明や発掘調査技術の向上が進む。

一九六〇年代後半以降、高度経済成長を背景に、開発にともなう発掘調査が全国的に増加し、郡衙や国府といった地方官衙遺跡の調査事例の蓄積も進んだ。こうした事例をもとに、阿部義平氏や山中敏史氏によって研究が進められていく。とくに山中氏による詳細な研究は、国郡制における地方支配の実態解明を遺跡から進め、地方官衙遺跡の研究を大きく前進させた。

二〇〇三年には奈良文化財研究所によって『古代の官衙遺跡Ⅰ遺構編』、翌年には『古代の官衙遺跡Ⅱ遺物・遺跡編』が刊行され、多彩かつ多様な官衙遺跡の調査・研究の現状と問題点が整理され、以後の官衙遺跡研究の手引き書となった。さらに、二〇〇九年には『日本古代

の郡衙遺跡』（雄山閣）が条里制・古代都市研究会によって刊行され、郡衙研究の現状が提示されたほか、二〇一四年には江口桂氏らによって最新情報がまとめられている。

「遺跡群」としてみる地方官衙

郡衙を考えるうえで、二〇〇七年に刊行された佐藤信氏の『古代の地方官衙と社会』（山川出版社）での指摘は重要である。

それまでは「政治拠点としての郡衙」というように、郡衙遺跡を単独でみていたのに対して、佐藤氏によって「遺跡群」として郡衙をとらえる視点が示された。つまり、寺院や祭祀場だけではなく、陸上交通路や河川の交通網などの集合体・複合体である遺跡群としてみることで、郡衙の役割が理解できるということである。

同書のなかで佐藤氏は、遺跡群として把握できる事例として、岐阜県関市の美濃国武儀郡衙（弥勒寺東遺跡）が弥勒寺跡、祭祀場（弥勒寺西遺跡）、丸山古窯跡や長良川など一体であること（図5）、また、埼玉県深谷市の武蔵国幡羅郡衙（幡羅遺跡）が西別府廃寺跡、祭祀場（西別府祭祀遺跡）、陸上交通路、荒川などと一体であることを紹介している。

下寺尾官衙遺跡群も、こうした「遺跡群」の視点からとらえるものである。

ところで、その遺跡が郡衙や国府といった地方官衙であることは、どうしてわかるのだろうか。地方官衙に関して場所や内容が特定できる文献史料が残っていれば、発掘調査の成果と合わせることで、その特定は比較的容易かもしれない。しかし、こうした史料は少なく、多くの

場合は、文献史料に加え、伝承・地名や古地図などを活用した歴史地理学や、考古学的な発掘調査などから考証することとなる。

高座郡衙の場合は、文献史料や伝承などがなく、発掘調査の成果によって郡衙であることが明らかとなった。

では、こういった考古学的特徴をもって、地方官衙遺跡であると判定するのか。山中敏史氏は、地方官衙遺跡と判断するには、官衙遺跡でもっとも調査が進んでいる平城官跡における遺構・遺物の特徴が一つの目安になるとしている。平城官跡の遺構・遺物と、各地域の集落遺跡の遺構・遺物との比較により、地方官衙遺跡はつぎのような特徴を備えていると指摘している。



図5・弥勒寺遺跡群

長良川の鵜飼で有名な岐阜県南部にある。川に沿って美濃国武儀郡の郡衙、寺院などが発見されており、郡衙の様相を知るうえで重要な遺跡群である。

官舎のほとんどが掘立柱建物や礎石建物で構成されていること、建物の規模が相対的に大型であること、特に中枢施設である国庁・郡庁の殿舎は官舎群の中で最大級の規模を有し、格式の高い構造を備えている例が多いこと、官舎全体あるいは各ブロックごとに計画的な建物配置が見られること、木簡・硯・瓦など出土遺物の種類や内容・量に特殊性があること、供膳形態の土器類の出土比率が高いこと、などの特徴があり、集落と隔絶した景観が認められる。

また、国衙・郡衙遺跡には、古代の主要道路や河川に近接した交通の要衝に設けられているという立地の特徴もある。（『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房）

さらに、地方官衙遺跡のうちで「郡衙遺跡として最も特徴的な遺構は正倉」で、「この正倉は、主に総柱建物式高床倉庫である倉と側柱建物である屋で構成されている」と述べている。ただし、こうした特徴すべてを備えていることは必須条件ではなく、逆に多くの特徴が該当したとしても、必ずしも官衙遺跡というわけではない。たとえば、豪族居館や寺院などの可能性もあることから、その判定には、遺跡の全体の様相や遺跡自体が地域のなかでどのような位置を占めているのか、さらには立地や地形などもふくめ、総合的に判断することが必要であると指摘している。

下寺尾官衙遺跡群も、山中氏があげた特徴と照らし合わせながら、周辺の状況もふまえて、高座郡衙に比定されたのである。

第2章 高座郡衙

1 「遺跡群」としてみる高座郡衙

下寺尾官衙遺跡群の特徴は、一つ目は、比較的限定された範囲に、郡衙や郡衙周辺寺院、さらには津や祭祀場といった関連する施設が発掘調査によって明らかになっており、全体像が把握しやすいこと、二つ目は、成立から廃絶までの過程を把握することができること、そして三つ目は、川を利用した水運との関係から地方における官衙遺跡の立地を知ることができることである。

このように下寺尾官衙遺跡群は、郡衙を単独の遺跡として評価するのではなく、郡衙とそれを構成する諸施設の集合体・複合体である「遺跡群」として評価されて国史跡に指定された。

なお、現在「下寺尾官衙遺跡群」として国史跡に指定されているのは、下寺尾西方遺跡と七堂伽藍跡遺跡のうちの下寺尾廃寺跡の範囲である。本書では、「国史跡下寺尾官衙遺跡群」と



図6・下寺尾官衙遺跡群遠景（2005年撮影、南東から）
東（右）から西（左）にのびる舌状台地上にある高校の校庭・校舎部分に
高座郡衙がある。郡衙の南西部一段下では、七堂伽藍跡が確認されている。
西側を流れる小出川沿いでは、川津や祭祀場が発見された。

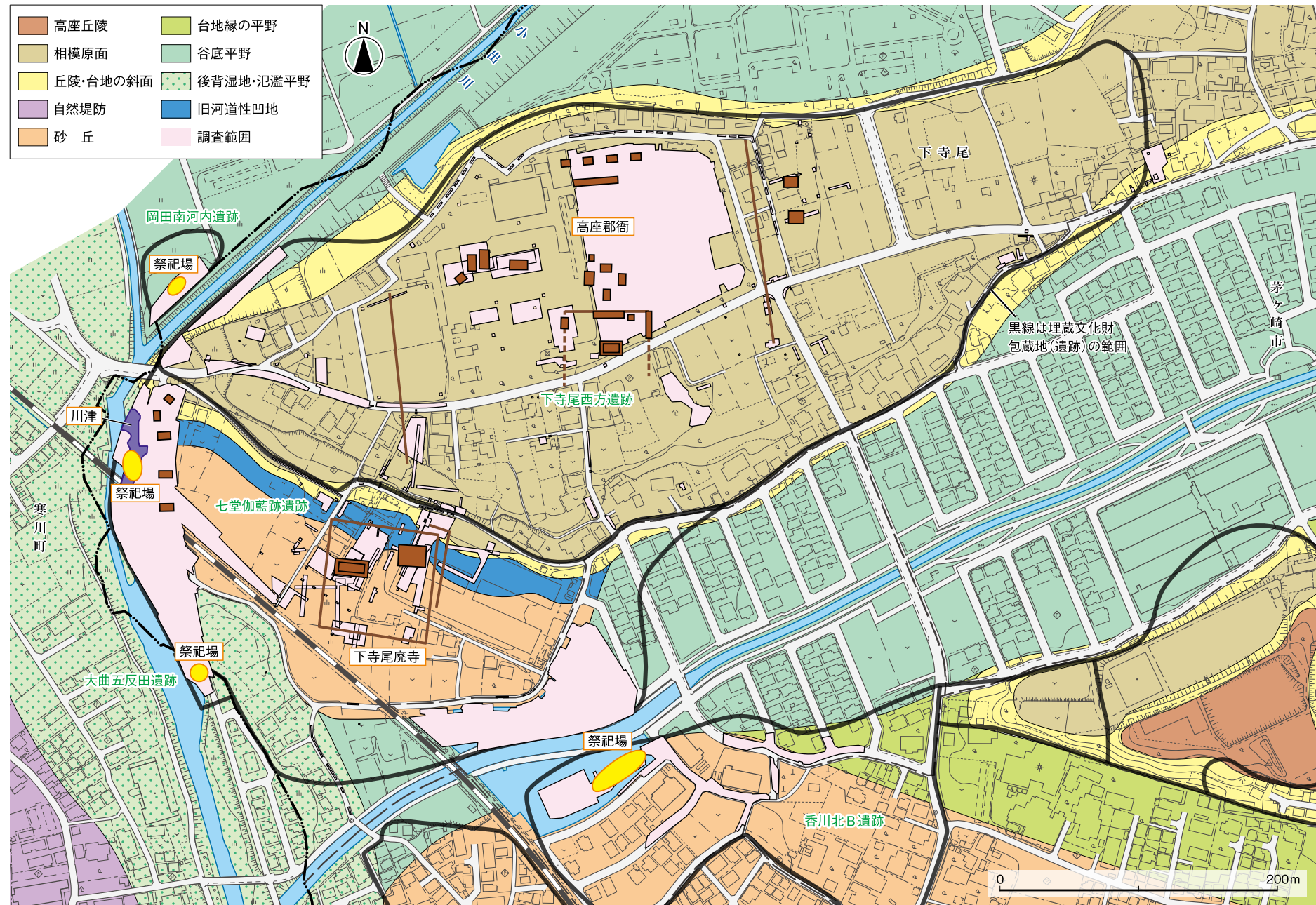


図7・下寺尾官衙遺跡群を構成する遺跡
郡衙のある下寺尾西方遺跡、古代寺院とその西側に川津と祭祀場がある七堂伽藍跡遺跡、祭祀場が確認されている岡田南河内遺跡、大曲五反田遺跡、香川北B遺跡で構成される。

断らないかぎりには、左記の五遺跡を「下寺尾官衙遺跡群」と呼称する（図6・7）。

下寺尾西方遺跡……相模国高座郡衙

七堂伽藍跡遺跡……郡衙周辺寺院（下寺尾廃寺）、川津、祭祀場

大曲五反田遺跡……祭祀場

岡田南河内遺跡……祭祀場

香川北B遺跡……祭祀場

では、下寺尾官衙遺跡群とはどのような遺跡群なのか、まずは中心となる下寺尾西方遺跡からみていきたい。

2 下寺尾西方遺跡の調査

遺跡の位置

下寺尾西方遺跡は、下寺尾官衙遺跡群の北半を占める、西にむかって張り出した舌状台地の先端部の一画にあたる。

台地は標高約一五メートルのほぼ平坦な地形である。周囲にほかに高台はなく、台地上からの見晴らしはきわめてよい。高座郡衙があった場所からは、小出川をはさんで寒川町が一望でき、遠くに丹沢や富士山が望める。南に目をむけると、現在は建物などで視界がさえぎられているが、かつては相模川をはさんで相模国府が所在した平塚の市街地、さらに相模湾も見渡す

ことができた。

そして、台地裾に広がる低地には、寺院や川津、祭祀場など郡衙に関連した諸施設が発掘された遺跡がひろがっている。

高座郡衙の発見

下寺尾西方遺跡は、第5章で述べるように、以前から縄文時代前期の貝塚や弥生時代の環濠集落があることが知られていた。

二〇〇二年一〇月一三日の日曜日、神奈川県立茅ヶ崎北陵^{ほりよう}高等学校（以下、茅ヶ崎北陵高校）に多くの人が集まっていた。その数は五七九名。目的は、約一カ月前に報道された遺跡を一目みるためであった（図8）。

「奈良時代の役所跡？ 掘っ立て柱建物跡見つかる」（九月四日付『読売新聞』）

「茅ヶ崎北陵高校グラウンド 古代の「役所」か県内四番目の可能性」（九月四日付『東京新聞』）



図8 ● 北陵高校での現地見学会（北から）
校庭で発見された郡庁の説明を聞く市民。
手前の穴は館・厨の掘立柱建物跡。